

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例制定
について

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例（平成19年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条第4項」を「第33条第3項及び第4項」に改める。

第7条中「第4条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（技術的細目において定められた開発区域の面積の最低限度に関する制限の緩和）
第3条 法第33条第3項の規定により条例で定める政令第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。

別表1中「第4条」を「第5条」に改める。

別表2中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に提出される

都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項の開発許可の申請及び同法第35条の2第2項の開発許可の変更の申請（以下「開発許可等の申請」という。）について適用し、同日前に提出された開発許可等の申請については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）<u>第33条第4項</u>並びに第34条第11号及び第12号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第19条第1項ただし書及び第36条第1項第3号ハの規定に基づき、開発行為等の許可の基準について定めるものとする。</p> <p><u>第3条～第6条</u> （略）</p> <p>（政令第36条第1項第3号ハの建築物の新築等）</p> <p><u>第7条</u> 政令第36条第1項第3号ハに規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、<u>第4条第1項第1号</u>に掲げる土地の区域（他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為に係る行為を行うことができる土地の区域を除く。）において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）<u>第33条第3項</u>及び<u>第4項</u>並びに第34条第11号及び第12号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第19条第1項ただし書及び第36条第1項第3号ハの規定に基づき、開発行為等の許可の基準について定めるものとする。</p> <p><u>（技術的細目において定められた開発区域の面積の最低限度に関する制限の緩和）</u></p> <p><u>第3条</u> <u>法第33条第3項の規定により条例で定める政令第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。</u></p> <p><u>第4条～第7条</u> （略）</p> <p>（政令第36条第1項第3号ハの建築物の新築等）</p> <p><u>第8条</u> 政令第36条第1項第3号ハに規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、<u>第5条第1項第1号</u>に掲げる土地の区域（他の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により開発行為に係る行為を行うことができる土地の区域を除く。）において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p>

現行	改正案
<p>であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(7) (略)</p>	<p>であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(7) (略)</p>
<p>別表1 (第4条関係)</p> <div data-bbox="143 422 1122 496" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>	<p>別表1 (第5条関係)</p> <div data-bbox="1144 422 2130 496" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>
<p>別表2 (第5条関係)</p> <div data-bbox="143 566 311 639" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>	<p>別表2 (第6条関係)</p> <div data-bbox="1144 566 1317 639" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>